

共英製鋼グループ人権ポリシー

共英製鋼グループは、自らの事業活動において影響を受けるすべての人びとの人権が尊重されなければならないことを理解し、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進し、その責務を果たしていく指針として、「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関の宣言」および「国連のビジネスと人権に関する指導原則」を基に、本ポリシーを定め、人権尊重の取り組みを推進して行きます。

1. 適用範囲

本ポリシーは、共英製鋼グループの全役職員（役員・正社員・契約社員を含む、すべての社員）に対し適用されます。また、共英製鋼グループは、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して、本ポリシーを支持し、同様の方針を採用するように継続して働きかけ、協働して人権尊重を推進します。

2. 人権尊重の責任

共英製鋼グループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。ビジネスパートナーやサプライヤーにおいて人権への負の影響が引き起こされている場合には、積極的に関与し、適切な対応をとるよう促します。共英製鋼グループは、本ポリシー実施の所管部署（人事総務部リスク・コンプライアンス統括室）を置き、所管部署は本ポリシーを浸透させるための推進活動を行います。

3. 適用法令の遵守

共英製鋼グループは、日本国はもとより、事業活動を行なう国または地域における法と規制を遵守するとともに、国際人権基準を最大限尊重し、積極的に推進します。

4. 教育

共英製鋼グループは、自らの役職員に対し、適切な教育を行います。

5. 人権デュー・ディリジェンス

共英製鋼グループは、国連のビジネスと人権に関する指導原則において詳述される手順に従って人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します（人権デュー・ディリジェンスとは、自社が社会に与える人権への負の影響を防止または軽減するために、予防的に調査・把握を行ない、適切な手段を通じて是正し、その進捗ならびに結果について外部に開示する継続的なプロセスを言います）。

6. 対話・協議

共英製鋼グループは、本ポリシーの一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、私たちの事業の影響を受ける人びととの有意義な協議を、誠意をもって行います。

本ポリシーは、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

2022年4月1日
共英製鋼株式会社
代表取締役社長
廣富 靖以